

平成 30 年 1 月 10 日

各 位

新潟縣信用組合

十日町市あんしん見守り活動に関する協定の締結について

新潟縣信用組合は、十日町市との間で、高齢者や障がい者、子ども等の見守り活動を行い、地域の中で支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、必要な支援に繋げる見守り体制を構築するとともに、高齢者等が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域社会を実現することを目的として、下記の通り協定を締結しましたので、お知らせいたします。

記

1. 名称

十日町市あんしん見守り活動に関する協定書

2. 締結日

平成 30 年 1 月 10 日

3. 協力事項の内容

- (1) 新潟縣信用組合は、十日町市内において通常業務の範囲内で高齢者等を見守り、何らかの異変等を察知した場合は、速やかに十日町市に連絡する。ただし、緊急性があると判断されるときは、警察署または消防署へ通報する。
- (2) 新潟縣信用組合は、十日町市または警察署から認知症高齢者が行方不明となった情報を得たときは、通常業務の範囲内で周囲の捜索に協力するよう努める。
- (3) 新潟縣信用組合は、高齢者等が住み慣れた地域の中で、安心して生活が送れる社会づくりに対し、可能な範囲で協力する。

以 上